

都城市事業承継及びM&A支援事業補助金

都城市内の中小企業者で、M&A（売却）や役員・従業員承継を予定している方に対して、事業承継の着手段階にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助対象者

M&A又は役員・従業員承継に取り組む売り手側の中小企業者のうち、市内に事業所を有する個人又は市内に本社を有する法人

2. 補助要件

①後継者への事業承継(※1)を目的とし、市が指定する支援機関(※2)による支援を受けていること

※1 事業承継後も引き続き市内で事業を営むものに限る

※2 支援機関…宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎県事業承継ネットワークを構成する商工団体（商工会議所、商工会）及び金融機関（宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、日本政策金融公庫宮崎支店など）

②市税の滞納がないこと

※その他詳しい要件については、下記お問い合わせ先まで

3. 補助内容

以下の補助対象経費(税抜)に対して、補助率 2/3 以内、補助上限 60 万円 で補助をします。

※1 事業者 1 回限り、他補助金との併給不可、申請前に着手したものは補助対象外

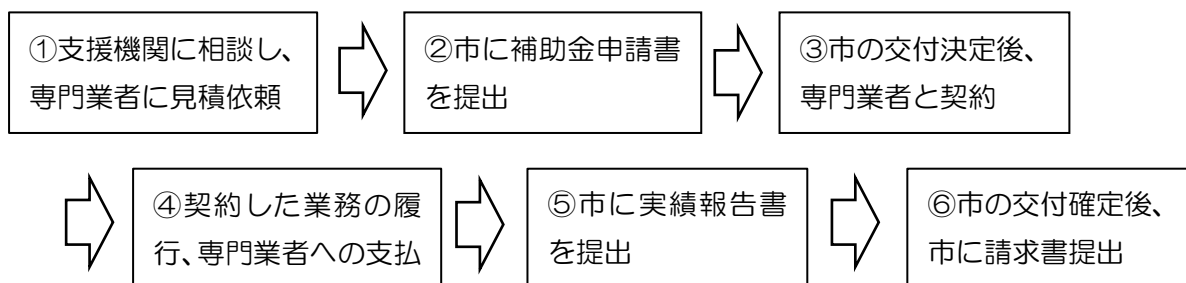
【補助対象経費】

①専門業者（弁護士・税理士などのマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間M&A仲介業者等）との委託契約に係る経費

②企業価値評価に要する経費

③事業承継に係る資料作成費用

4. 申請の流れ



※②の際に、支援機関の確認書が必要となります。

※⑤は補助対象事業完了後 1 月以内又は年度末のいずれか早い期日までに提出すること。

5. 申請先・お問い合わせ先

都城市 商工部 商工政策課

Tel 0986-23-2983 Fax 0986-23-2658